

中学生のみなさんへ

「糸魚川市いじめ防止基本方針」 「糸魚川市いじめ防止等の行動計画」について

令和6年4月から「糸魚川市いじめ防止基本方針(以下、『基本方針』)」と「糸魚川市いじめ防止等の行動計画(以下、『行動計画』)」があたりしくなります。これらは、糸魚川市の全ての子どもたちの健やかな成長のために、全市民がそれぞれの立場でいじめを防止することを目的に作られました。

1 「いじめ」の定義

法律では、次のように示しています。

- ・学校内、学校外、同じ学校、違う学校にかかわらず、何らかの関係がある他の子どもからの
- ・暴力、物隠し、おどしや悪口、無視、からかいなどの行為によって
- ・行為をされた子どもの心や体が傷ついたり、苦しんだりすること
- ・インターネット上で行われたものも含む



「ひやかし」や「からかい」のつもりでも、相手が嫌な気持ちになれば、それは「いじめ」です。

2 「基本方針」「行動計画」の特徴

【特徴1】新たに「いじめ類似行為」をいじめに加えたこと

「いじめの類似行為」とは？

例えば…SNSなどで悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、そのことを本人が知った時に、嫌な思いをする可能性が高い場合

この場合も、いじめと同様に扱い、「いじめ類似行為」を行った児童生徒に対して、学校は保護者などと連携しながら指導を行います。みなさん一人ひとりが、「このことを〇〇さんが知ったらどう思うだろうか」と考えて、行動することが大切です。



【特徴2】「生徒の役割」を明記したこと

「基本方針」と「行動計画」には、次のように「生徒の役割」が示されています。

- ・いじめは許されないことを理解し、いじめを行わないこと。
- ・いじめ等をしているところを見たり、「ひよっとするといじめかもしれない」と思ったりしたときは、見過ごさないで先生や保護者などに相談すること。
- ・インターネットで送信される情報がどのようなものなのか理解を深めること。

みなさんは、インターネットを通じて送信される情報がどのようなもので、どんな特徴があるのかなどを理解することが大切です。

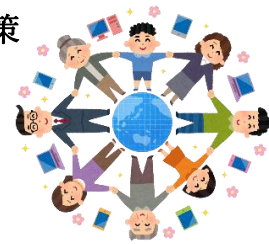
特に、インターネット上で公開された書き込みや個人情報などは、一度拡散してしまうと、完全に削除するのが不可能であることの怖さを十分に理解しましょう。(これを「デジタルタトゥー」といいます)



また、インターネット利用の有無にかかわらず、いじめ等をしているところを見たり、知り合いが傷つく可能性があったりする場合は、そのままにせず、保護者や先生、相談窓口などを通じて相談してください。

【特徴3】インターネットを通じて行われるいじめ等の対策

「いじめ防止対策推進法」が制定された平成25年に比べて、インターネットを通じたいじめが多くなっています。インターネットはとても便利なツールです。みなさんがルールを守って利用することが大切です。



各学校では、SNS等のインターネットを通じて行われるいじめ等を未然防止・早期発見するために、「SNS教育プログラム」などの様々な授業が行われています。そこで学んだことを生かして、みんなが楽しく過ごせるように心がけましょう。

いじめは、「自分らしく生きる権利(人権といいます)」をうばう行為です。この「基本方針」と「行動計画」は、いじめ防止対策推進法と同じように、すべての児童生徒がいじめの被害者にも、加害者にもならないためのものであり、みなさん一人ひとりが相手の立場を考えて行動することが重要です。今までと同じように「いじめをしない、見逃さない、許さない」気持ちを大切にしてください。

